

## 令和5年度第1回沖縄県景観形成審議会 議事概要

- 1 日時:令和6年2月6日(火)14時00分～16時00分
- 2 場所:沖縄県南部合同庁舎5階第1～2会議室
- 3 出席委員(12名):小野尋子(会長)、仲村こず江、宮里武志、仲間綾子、山藤浩二  
(敬称略) 森根清昭、安富祖理絵、佐藤努、比嘉孝則、大石智弘、瀬川辰彦、  
大城幸代

### 4 議題

【諮問事項Ⅰ】沖縄県屋外広告物条例第12条第2項に基づく許可(バス車体広告)について

【報告事項Ⅰ】沖縄県景観施策の取組について

【報告事項Ⅱ】那覇市におけるデジタルサイネージを活用したエリアマネジメント事業について  
(情報提供)

### 5 議事の概要

※審議に先立ち、以下2点を確認した。

- ・会議結果として議事概要を公表する。
- ・会議は公開により審議を行う。

【諮問事項Ⅰ】沖縄県屋外広告物条例第12条第2項に基づく許可(バス車体広告)について

ア 事務局が資料に基づき説明を行った

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
・彩度オーバーについて、何%未満であればよいというような基準があるのか。	・現時点で基準は決められていない。 ・広範囲に使用しないというところで、審議会の中で広範囲に使用しているのか、いないのかご判断いただきたい。
・彩度について、基準を持っているような他事例はあるか。	・他事例の情報を持ち合わせていないが、今後、他県の基準も研究していきたい。 ・今後審議会においても、ガイドライン案を審議していきたい。
・誘目性のあるキャラクターがデザインされている場合に、子どもの視認性というところに対しどのように勘案していくのか。 ・キャラクターによって判断が左右されることについて県はどのように考えるか。	・今回のデザインにおいて、このキャラクターが不快感を与えない、どちらかというところと人気をある程度持っているというところと若干左右されながらというところではあるが、そこも含め全体的に問題ないと考え

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後基準を作っていく上で、キャラクターなどには左右されない数値的なものであったり客観的に判断できる基準を検討したい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板設置にあたっては、地と図の関係を考える必要がある。</li> <li>・背景となる町並みとか自然に対し、図となるものが調和しているのか、恒常的なのか短期的なかが議論の中心となると思うが、基本的に抑えないといけないところと、例外的な主観的な要素も多角的に取り入れる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地と図について、バス車体広告においては通る路線に配慮する必要がある。</li> <li>・今回のデザインについては、彩度オーバーが17%と少し派手な面もあるが路線については問題ないと考えている。</li> <li>・今後ガイドラインを策定するにあたっては、バスが通る路線についても議論の余地がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後ガイドラインを策定するにあたって、文字数の制限やプロジェクト名は記載してよいか、フォントの大きさなどもガイドラインに徹底していくべきではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4コマ漫画や文字が文章的になっているようなものは運転者の注意を阻害すると考えている。</li> <li>・ある程度文字を制限したり、パッと読めるようなロゴ的タイトルのなもの、そういうものがどうかということも含めて、ガイドラインで検討したい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線が変わればまた審議が必要になるということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、新規又は変更というところで手続きが必要になってくる。</li> <li>・必要であれば審議会に諮って許可していくことになる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッピングバスについて、一般県民にアンケートを行っていくのがよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討していきたい。</li> </ul>

ウ 原案のとおり許可妥当である旨を確認した。

**【報告事項 I】沖縄県景観施策の取組について**

ア 事務局が資料に基づき説明を行った

イ 委員から次のように発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
・沖縄の風景を作っていくうえで、1つ1つ	・景観の重点地区においては、美ら島沖縄

<p>の家だけでは風景は作りかねるので、沖縄らしさを演出できるような植栽をやっていただきたい</p>	<p>花と樹木の沿道景観計画で雑草を抑えた自然な樹木を形成する取組も進められているところである。</p> <p>・景観に配慮が必要な地区で公共事業を行う場合に、アドバイスメETINGや景観評価委員会といったところで、植栽に対しても議論が行われている。</p>
<p>・せっかくいい企画をされているので、情報発信を皆さんに耳に届くように、目に止まるようにという形で発信していただきたい</p>	<p>(事務局傾聴)</p>

**【報告事項Ⅱ】那覇市におけるデジタルサイネージを活用したエリアマネジメント事業について**  
**(情報提供)**

ア 事務局が資料に基づき説明を行った

イ 委員から次のように発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
<p>・デジタルサイネージについて、眩しさとかそういう基準があるのか。</p>	<p>・現時点では、眩しさや輝度等の基準については持っていない。</p> <p>・他県の事例も調べながら検討していきたい</p>
<p>・設置場所について、商業地域に限る等あるのか。</p>	<p>・エリアマネジメントは、基本的にその広告収入をもって地域の美化活動等に充てていく、ウォークアブルなまちづくりということで許可される。</p> <p>・他県では設置場所によって輝度とかそういった基準を変えている事例もある</p>
<p>・市町村が独自条例を制定する場合、県の条例より基準を緩和していたとしても県の規制対象外としてよいのか。</p>	<p>・基本的に景観づくりは市町村が主体となってやっていくものである。</p> <p>・市町村独自で条例を制定した場合はその条例に沿って規制を行っていくので、それぞれの市町村の権限で行っていく。</p> <p>・市町村の方が地域に沿った形で県条例より厳しくなる場合もある。</p>

**6 会議の公開・非公開の別  
公開**

令和6年3月5日

土木建築部 都市計画・モノレール課